

新旧対照表

三重県公共工事共通仕様書 令和5年11月一部改定（案）

◆第1編 共通編

1

◆図表

2

三 重 県

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和5年7月版）							新条文（令和5年11月版）							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条		新条文	
1	1	1	19	3	1	1-1-1-19 建設副産物 3. 法令遵守	1	1	1	19	3	1	1-1-1-19 建設副産物 3. 法令遵守	受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）（航空局飛行場部第1編 共通編 第1章 総則1-18建設課長通達、平成4年1月24日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）、三重県建設副産物処理基準（県土整備部理事 令和5年4月 ）、三重県公共建設工事における分別解体等・再資源化等実施要領（平成14年7月22日）、三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）（航空局飛行場部第1編 共通編 第1章 総則1-18建設課長通達、平成4年1月24日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）、三重県建設副産物処理基準（県土整備部理事 令和5年11月 ）、三重県公共建設工事における分別解体等・再資源化等実施要領（平成14年7月22日）、三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	基準改定に伴う更新

現行（令和5年7月版）			改定案（令和5年11月版）			改定理由
添付資料 目次			添付資料 目次			
基準・要綱等名		ページ	基準・要綱等名		ページ	
1	建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月)	1	1	建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月)	1	基準改定に伴う更新
2	再生資源の利用の促進について(平成3年10月)	1	2	再生資源の利用の促進について(平成3年10月)	1	
3	三重県建設副産物処理基準(令和5年4月)	2	3	三重県建設副産物処理基準(令和5年11月)	2	
4	土木工事安全施工技術指針(令和5年3月)	38	4	土木工事安全施工技術指針(令和5年3月)	40	
5	建設機械施工安全技術指針(平成17年3月)	38	5	建設機械施工安全技術指針(平成17年3月)	40	
6	建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月)	38	6	建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月)	40	
7	土木請負工事における安全・訓練等の実施について(平成4年3月)	38	7	土木請負工事における安全・訓練等の実施について(平成4年3月)	40	
8	建設工事の安全対策に関する措置について(平成4年4月)	37	8	建設工事の安全対策に関する措置について(平成4年4月)	41	
9	薬液注入工法による建設工事の施工に関する通達及び暫定指針(平成2年9月)	37	9	薬液注入工法による建設工事の施工に関する通達及び暫定指針(平成2年9月)	41	
10	建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(昭和51年3月)	37	10	建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(昭和51年3月)	41	
11	道路標識、区画線及び道路標識に関する命令(令和4年12月)	37	11	道路標識、区画線及び道路標識に関する命令(令和4年12月)	41	
12	道路工事現場における標示施設等の設置基準(平成18年3月)	38	12	道路工事現場における標示施設等の設置基準(平成18年3月)	42	
13	道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について(平成18年)	43	13	道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について(平成18年)	47	
14	道路工事保安施設設置基準(案)(昭和47年2月)	46	14	道路工事保安施設設置基準(案)(昭和47年2月)	50	
15	公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)(平成20年12月)	46	15	公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)(平成20年12月)	50	
16	仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月)	47	16	仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月)	51	
17	三重県産業廃棄物税条例	50	17	三重県産業廃棄物税条例	54	
18	三重県生活環境の保全に関する条例	50	18	三重県生活環境の保全に関する条例	54	
19	三重県リサイクル製品利用推進条例	50	19	三重県リサイクル製品利用推進条例	54	
20	三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則	50	20	三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則	54	
21	みえ・グリーン購入基本方針	50	21	みえ・グリーン購入基本方針	54	
22	三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱	50	22	三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱	54	
23	施工体制台帳に係る書類の提出について(令和3年3月)	51	23	施工体制台帳に係る書類の提出について(令和3年3月)	55	
	上記の内、施工体制台帳の作成等について(通知)(令和3年3月)					
24	河川工事等の工事看板の取扱いについて(令和3年5月)	62	24	河川工事等の工事看板の取扱いについて(令和3年5月)	66	
25	三重県CALS電子納品運用マニュアル	64	25	三重県CALS電子納品運用マニュアル	68	
26	石綿障害予防規則の解説(厚生労働省労働基準局)	64	26	石綿障害予防規則の解説(厚生労働省労働基準局)	68	

三重県建設副産物処理基準新旧対照表（案）

現 行	改 定	摘 要																												
<p>第1条～第5条（略）</p> <p>第6条 各段階における計画書の作成等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建設工事の計画段階においては、別紙2「リサイクル計画書（概略設計・予備設計）」を作成する。（設計業務の受注者等が作成） 2. 建設工事の設計段階においては、別紙3「リサイクル計画書（詳細設計）」を作成する。（設計業務の受注者等が作成） 3. 建設工事の積算段階において、建設副産物の再資源化等ができない場合は、別紙5「リサイクル阻害要因説明書」を作成する。（積算担当者が作成） 4. 建設工事の施工段階においては <ol style="list-style-type: none"> (1) 着手前 <ol style="list-style-type: none"> ① 受注者は契約額が100万円以上の工事については、JACICが運用する「建設副産物情報交換システム（以下「情報交換システム」という。）を使用し、別紙6「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成して、施工計画書に綴じ込んで監督員に提出（後述の、の規定により作成した書面（確認結果票）を含む。）するとともに、その内容を説明するものとする。 ② 受注者は契約額が100万円未満であって、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下、資源有効利用促進法という。）の規定に基づく「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成3年建設省令第19号）第9条に定められた規模（別表左欄）及び「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成3年建設省令第20号）第8条に定められた規模（別表右欄）の工事については、「情報交換システム」を使用し、別紙6「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成して、施工計画書に綴じ込んで監督員に提出するとともに、その内容を説明するものとする。 <p>（別表）資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事</p> <table border="1" data-bbox="287 1283 1389 1572"> <thead> <tr> <th>再生資源利用計画書（実施書）</th> <th>再生資源利用促進計画書（実施書）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する工事</td> <td>次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する工事</td> </tr> <tr> <td>1. 土砂・・・・・・・・・・500m³以上</td> <td>1. 土砂・・・・・・・・・・500m³以上</td> </tr> <tr> <td>2. 碎石・・・・・・・・・・500 t 以上</td> <td>2. コンクリート塊、</td> </tr> <tr> <td>3. 加熱アスファルト混合物・・200 t 以上</td> <td>アスファルト・</td> </tr> <tr> <td></td> <td>コンクリート塊 } 合計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建設発生木材 } 200 t 以上</td> </tr> </tbody> </table>	再生資源利用計画書（実施書）	再生資源利用促進計画書（実施書）	次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する工事	次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する工事	1. 土砂・・・・・・・・・・500m ³ 以上	1. 土砂・・・・・・・・・・500m ³ 以上	2. 碎石・・・・・・・・・・500 t 以上	2. コンクリート塊、	3. 加熱アスファルト混合物・・200 t 以上	アスファルト・		コンクリート塊 } 合計		建設発生木材 } 200 t 以上	<p>第1条～第5条（略）</p> <p>第6条 各段階における計画書の作成等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建設工事の計画段階においては、別紙2「リサイクル計画書（概略設計・予備設計）」を作成する。（設計業務の受注者等が作成） 2. 建設工事の設計段階においては、別紙3「リサイクル計画書（詳細設計）」を作成する。（設計業務の受注者等が作成） 3. 建設工事の積算段階において、建設副産物の再資源化等ができない場合は、別紙5「リサイクル阻害要因説明書」を作成する。（積算担当者が作成） 4. 建設工事の施工段階においては <ol style="list-style-type: none"> (1) 着手前 <ol style="list-style-type: none"> ① 受注者は契約額が100万円以上の工事については、JACICが運用する「建設副産物情報交換システム（以下「情報交換システム」という。）を使用し、別紙6「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成して、施工計画書に綴じ込んで監督員に提出（後述の規定により作成した書面（確認結果票）を含む。）するとともに、その内容を説明するものとする。 ② 受注者は契約額が100万円未満であって、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下、資源有効利用促進法という。）の規定に基づく「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成3年建設省令第19号）第9条に定められた規模（別表左欄）及び「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成3年建設省令第20号）第8条に定められた規模（別表右欄）の工事については、「情報交換システム」を使用し、別紙6「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成して、施工計画書に綴じ込んで監督員に提出（後述の規定により作成した書面（確認結果票）を含む。）するとともに、その内容を説明するものとする。 ③ 受注者は、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」の現場掲示様式について、公衆の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネット利用により公表に努めるものとする。 ④ 監督員は建設リサイクル法第10条の対象建設工事について、同11条の通知（別紙8）を行う。 ⑤ 受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する建設工事において「再生資源利用促進計画書」を作成しようとするときは、あらかじめ以下の事項を確認したうえで計画を作成するとともに、その確認の結果を記載した別紙17「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」（以 <p>（別表）資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事</p> <table border="1" data-bbox="1531 1325 2617 1614"> <thead> <tr> <th>再生資源利用計画書（実施書）</th> <th>再生資源利用促進計画書（実施書）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する工事</td> <td>次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する工事</td> </tr> <tr> <td>1. 土砂・・・・・・・・・・500m³以上</td> <td>1. 土砂・・・・・・・・・・500m³以上</td> </tr> <tr> <td>2. 碎石・・・・・・・・・・500 t 以上</td> <td>2. コンクリート塊、</td> </tr> <tr> <td>3. 加熱アスファルト混合物・・200 t 以上</td> <td>アスファルト・</td> </tr> <tr> <td></td> <td>コンクリート塊 } 合計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建設発生木材 } 200 t 以上</td> </tr> </tbody> </table>	再生資源利用計画書（実施書）	再生資源利用促進計画書（実施書）	次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する工事	次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する工事	1. 土砂・・・・・・・・・・500m ³ 以上	1. 土砂・・・・・・・・・・500m ³ 以上	2. 碎石・・・・・・・・・・500 t 以上	2. コンクリート塊、	3. 加熱アスファルト混合物・・200 t 以上	アスファルト・		コンクリート塊 } 合計		建設発生木材 } 200 t 以上	<p>資源有効利用促進法政省令の一部改正に伴う追加</p>
再生資源利用計画書（実施書）	再生資源利用促進計画書（実施書）																													
次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する工事	次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する工事																													
1. 土砂・・・・・・・・・・500m ³ 以上	1. 土砂・・・・・・・・・・500m ³ 以上																													
2. 碎石・・・・・・・・・・500 t 以上	2. コンクリート塊、																													
3. 加熱アスファルト混合物・・200 t 以上	アスファルト・																													
	コンクリート塊 } 合計																													
	建設発生木材 } 200 t 以上																													
再生資源利用計画書（実施書）	再生資源利用促進計画書（実施書）																													
次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する工事	次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する工事																													
1. 土砂・・・・・・・・・・500m ³ 以上	1. 土砂・・・・・・・・・・500m ³ 以上																													
2. 碎石・・・・・・・・・・500 t 以上	2. コンクリート塊、																													
3. 加熱アスファルト混合物・・200 t 以上	アスファルト・																													
	コンクリート塊 } 合計																													
	建設発生木材 } 200 t 以上																													

<p>(2) 工事中</p> <p>① 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」の内容に変更が生じたときは、「情報交換システム」により、速やかに計画書を変更して、監督員に提出するとともに、変更した内容を報告するものとする。また、変更した現場掲示様式を再掲示するものとする。</p> <p>② 受注者は建設副産物を工事現場から搬出する場合は廃棄物処理法に基づき産業廃棄物管理表（紙マニフェストまたは電子マニフェスト）により、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示する。</p>	<p><u>下、「確認結果票」を作成し、計画に添付するものとする。</u></p> <p><u>ア. 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされていること</u></p> <p><u>イ. 計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する以下の事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>当該行為が宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けていること（規制区域が未指定の場合は、その旨を確認結果票に記載するものとする。）</u> ・<u>当該行為が同法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届け出を要する場合にあっては、当該届出がされていること（規制区域が未指定の場合は、その旨を確認結果票に記載するものとする）</u> <p><u>⑥ 受注者は、500m3以上の建設発生土を搬出する建設工事において計画を作成したときは、建設発生土を運搬する者に対し、搬出先の名称・所在地及び搬出量並びに、⑤により作成した別紙17「確認結果票」の内容を通知するものとし、監督員へ工事打合せ簿により報告することとする。これらの内容に変更があったときも、同様とする。</u></p> <p><u>⑦ 受注者は、⑤により作成した別紙17「確認結果票」を現場掲示により公衆の閲覧に供するものとする。</u></p> <p>(2) 工事中</p> <p>① 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」の内容に変更が生じたときは、「情報交換システム」により、速やかに計画書を変更して、監督員に提出するとともに、変更した内容を報告するものとする。また、変更した現場掲示様式を再掲示するものとする。</p> <p>② 受注者は建設副産物を工事現場から搬出する場合は廃棄物処理法に基づき産業廃棄物管理表（紙マニフェストまたは電子マニフェスト）により、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示する。</p> <p><u>③ 受注者は、500m3以上の建設発生土を搬出する建設工事において「再生資源利用促進計画」に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者（当該搬出先が工事現場である場合にあっては、当該工事現場に係る受注者）に対し、以下の事項を記載した別紙18「受領書」の交付を求めるものとする。</u></p> <p><u>ア. 搬出先の名称（搬出先が工事現場の場合は建設工事の名称）及び所在地</u></p> <p><u>イ. 受注者の商号、名称又は氏名</u></p> <p><u>ウ. 搬出元の名称（搬出元が工事現場の場合は建設工事の名称）及び所在地</u></p> <p><u>エ. 利用種別、土質区分及び搬入土量</u></p> <p><u>オ. 建設発生土の搬出先への搬出が完了した日</u></p> <p><u>④ 受注者は、受領書の交付の求めを行った場合において、搬出先から受領書の交付を受けたときは、受領書に記載された搬出先の名称及び所在地が「再生資源利用促進計画」と一致することを確認するとともに、当該受領書の写しを監督員へ提出し、原本を「再生資源利用促進計画」を作成した建設工事の完成日から5年を経過する日まで保存するものとする。</u></p> <p><u>⑤ 受注者は、500m3以上の建設発生土を搬入する建設工事において、「再生資源利用計画」に記載した搬入元から搬入したとき又は、搬入元の管理者（当該搬入元が工事現場である場合にあっては、当該工事現場に係る受注者）から受領書の交付を求められた場合は、搬入元の管理者に対し、速やかに、受領書を交付するものとする。</u></p>	<p>資源有効利用促進法政省令の一部改正に伴う追加</p> <p>資源有効利用促進法政省令の一部改正に伴う追加</p>
---	---	---

<p>(3) 完了後</p> <p>① 受注者は「情報交換システム」に実績報告を入力する。</p> <p>② 受注者はすみやかに別紙7「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を虚偽なく記載して作成し、監督員に提出するとともに5年間保存するものとする。</p> <p>③ 受注者は、建設リサイクル法第18条に基づき以下の事項を書面に記載し、監督員に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再資源化等が完了した年月日 ・再資源化等をした施設の名称及び所在地 ・再資源化等に要した費用 <p>なお、書面は上記②を兼ねるものとする。</p> <p>第7条～第9条 (略)</p> <p>第10条 附則 1. この基準は令和5年4月1日より適用する。</p>	<p>(3) 完了後</p> <p>① 受注者は「情報交換システム」に実績報告を入力する。</p> <p>② 受注者はすみやかに別紙7「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を虚偽なく記載して作成し、監督員に提出するとともに、確認結果票と合わせて5年間保存するものとする。</p> <p>③ 受注者は、建設リサイクル法第18条に基づき以下の事項を書面に記載し、監督員に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再資源化等が完了した年月日 ・再資源化等をした施設の名称及び所在地 ・再資源化等に要した費用 <p>なお、書面は上記②を兼ねるものとする。</p> <p>第7条～第9条 (略)</p> <p>第10条 附則 1. この基準は令和5年11月1日より適用する。</p>	<p>適用日の変更</p>
---	---	---------------